

少年・若年成人に対する保護観察の現状と課題について
～民間の立場から見る保護観察～

保護司・更生保護施設自愛会施設長 可児克之

1 民間の立場からの保護観察

- 24時間365日態勢（ボランティアだからこそ）
- 対象者の問題性への「気づき」と「寄り添い」（個を大切にし尊重する）
- 地域に根ざした活動
- ※ なお、自愛会：定員 男子15人（成人13人，少年2人）
職員 常勤職員5名（施設長含む。うち，1名は福祉職員）
非常勤職員4名

2 少年・若年成人に対する保護観察における保護司の関わりについて

(1) 少年院仮退院者に対する保護観察における保護司の関わり

ア 少年院在院中の生活環境調整

- 少年院での面接により，仮退院後の生活計画の聴取・助言，信頼関係構築
- 家族等の引受先を訪れるなどして，仮退院後の環境を整える
- 家族等の引受先がない場合は，更生保護施設職員が面接，入所意思の確認

イ 仮退院中の保護観察

- 保護観察官（主任官）と保護司（担当者）の協働態勢で実施する
 - 保護観察官は，保護司による保護観察経過報告書を確認するほか，少年の問題性に応じ，直接の働き掛け等の必要な措置を行う
- 指導監督的側面
 - 面接その他適当な方法により，接触を保ち，少年が遵守事項を守り，生活行動指針に則して生活・行動するよう必要な指導を行う
- 補導援護的側面
 - 少年が自立した生活を営むことができるよう，自助の責任を踏まえつつ，必要な援助を行う
 - 就労支援（協力雇用主，ハローワーク等の協力を得て，就労の確保・継続に努めている）
 - 関係機関との連携（少年の問題性に応じ，福祉，医療等の機関，NPO法人等，様々な機関の協力を得ている）
- 内省を促し，被害者等に対するしよく罪の気持ちを維持・持続させる指導・助言を行う

(2) 参考事例（複数の事例を基にした架空事例）

K（少年院仮退院者，男子）

年 齢：18歳（保護処分決定時）

非 行 名：窃盗（食料品万引き，被害額1万円未満，不良仲間との共犯）

家 族 関 係：母親（精神疾患，精神安定剤に依存）と2人暮らし
生活保護を受給して生活，父親はKの幼少時に離婚

資質上の問題：IQ70，父親からの被虐待体験あり，大人への不信感

非 行 歴：同種・異種の非行歴1件ずつ

異種非行（薬物事犯）にて保護観察中に本件非行

職 業：無職（不定期でアルバイト）

- 更生保護施設職員が少年院での面接
- 出院後すぐの危うさ→出迎えが重要（保護者，更生保護施設職員等）
- 保護司を兼ねた更生保護施設職員が担当となり，きめ細かい関わり
- 更生保護施設における保護観察で特に必要となる関わり
 - ・ 入所時に施設の規則について確認，将来の自立に向けた生活計画を策定
 - ・ 衣食住の支援のほか，清潔保持，金銭管理等の自立に向けた生活指導
 - ・ 家族等の関係の調整
 - ・ 施設退所後の帰住先の確保（アパート賃貸費等の自立資金の確保等）
 - ・ 施設退所後の指導，支援

(3) Kに対する保護観察の結果

保護観察期間：約1年間（「期間満了」で終了）

更生保護施設在所期間：約8か月

施設退所後の保護観察：約4か月（当職がそのまま担当）

職 業：出院後すぐにアルバイトを始めるが長続きせず

その後，更生保護施設在所中に介護ヘルパーの職に就く

家 族：母親の精神疾患は好転せず，Kの引受けには至らなかった
仮退院期間中に知り合った女性と結婚

住 居：更生保護施設在所中に近隣の民間アパートを借りる
施設退所後，同所にて妻と同居

(4) 少年（若年成人を含む）の保護観察における留意点と処遇の困難さ

ア 保護観察における留意点

- 「動き」の早さ（良い方にも悪い方にも）
 - 大人以上に丁寧に見守る必要
 - 問題に気づいたらすぐに対応（夜でも休日でも）

- 非行の背景に環境（家族，交友関係等）の深刻さ
 - 共感した上での調整（環境が整わない中での更生は難しい）
他方で，手に負えないほど環境が深刻な場合もあり，時にはその深刻さを受け入れた上で更生させるための指導も必要
- 基本的な社会性の欠如
 - 分かりやすく，粘り強く説明

イ 処遇の困難さ

- 保護司が気づかない間に不良仲間とつながってしまう
スマホやLINE等の普及によってその傾向は加速
- 同居している少年と家族とに極めて深刻な問題があるような場合，その問題を保護司の面接だけで解決することは難しい
 - 少年院等の施設内処遇によって，家族や不良仲間と一定期間距離を置くとともに，少年自身の内省が深められたことにより，その後の保護観察における少年の環境改善につながったケースも多い

3 更生保護施設の近年の取組，今後の課題

- (1) 近年の処遇の展開（福祉職員の雇用，高齢者・障害者の積極的受入れ等）
- (2) 今後，要保護性の高い少年や若年成人について，更生保護施設に入所させた上で社会内処遇を行うケースが増えるのであれば，更生保護施設における処遇機能の更なる充実・強化が必要となる（少年院と同じ水準は到底無理だが，その処遇機能の一部でも取り入れていく必要がある）
- (3) 更生保護施設における処遇機能の更なる充実・強化のための課題
 - 職員の処遇スキルの向上が必要
 - 現在よりも強い枠組みで処遇を行うための法制度も必要か
 - 予算や職員体制の更なる整備が大前提